

運航労務監理官による監査・評価

- 「船舶の航行の安全確保」及び「船員の労働保護」を図るため、各法令に基づく監査等を、一元的な体制の下、効率的かつ効果的に実施。
- 監査等は、船舶・事業場に立ち入り実施。監査の結果、違反があった場合には、行政指導・行政処分を実施（船員法に関する重大な違反に対しては司法送致による対処）。

運輸安全 マネジメント評価

安全管理規程の届出の義務付け、経営トップの関与、PDCAサイクルの導入により強化された安全管理体制について、確認及びその改善に向けた助言を行う。

運航管理監査

海上運送法・内航海運業法に基づき、以下を実施。

- ・安全確保に関する事業者の責任体制（安全管理体制）の監督
 - －安全管理規程の審査
 - －安全統括管理者等の資格審査
 - －運航管理業務に関する監査
 - －事故時の原因究明及び処分
- ・許認可申請に対する安全審査（旅客）

船員労務監査

- 船員法等に基づき、労働条件（労働時間、休日、有給休暇、給与その他の報酬等）、雇入契約、定員・航海当直体制、発航前検査・操練、安全管理・衛生管理・安全教育等について、「船員労務官」として監査。
- これらの法令違反に対しては、刑事訴訟法に規定する特別司法警察員として職務を遂行。

海技資格・船員派遣に係る検査

- 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく乗組み基準に従い、海技免状受有者等を船舶職員として乗り組ませているか検査。
- 船員職業安定法に基づく船員派遣事業者による派遣、派遣契約に準拠した就労申告に係る事実関係等について検査。

